

座間市業務継続計画 (自然災害編)

令和 7 年 3 月

座間市

目 次

第1章 総則.....	1
1 本計画の目的.....	1
2 業務継続計画策定の効果.....	3
3 地域防災計画と業務継続計画、受援計画の関係.....	4
4 前提とする大規模地震.....	5
5 前提とする大規模風水害.....	5
第2章 業務継続体制の確立.....	6
1 本計画の基本方針.....	6
2 本計画の対象組織.....	7
3 本計画の発動要件.....	7
4 本計画の解除要件.....	7
第3章 本計画実施に係る体制整備等の現況と課題に対する対応策.....	8
1 市長不在時の代行順位.....	8
2 職員の配備体制.....	8
3 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎.....	11
4 電気、水、食料等の確保.....	12
5 災害時にもつながりやすい多様な通信手段.....	14
6 重要な行政データのバックアップ.....	15
7 非常時優先業務の選定.....	16
第4章 本計画の改善に向けた取り組み.....	20

巻末資料

資料1	被害想定及び被害の様相
資料2	参集予測結果

【別冊】非常時優先業務一覧

第1章 総則

1 本計画の目的

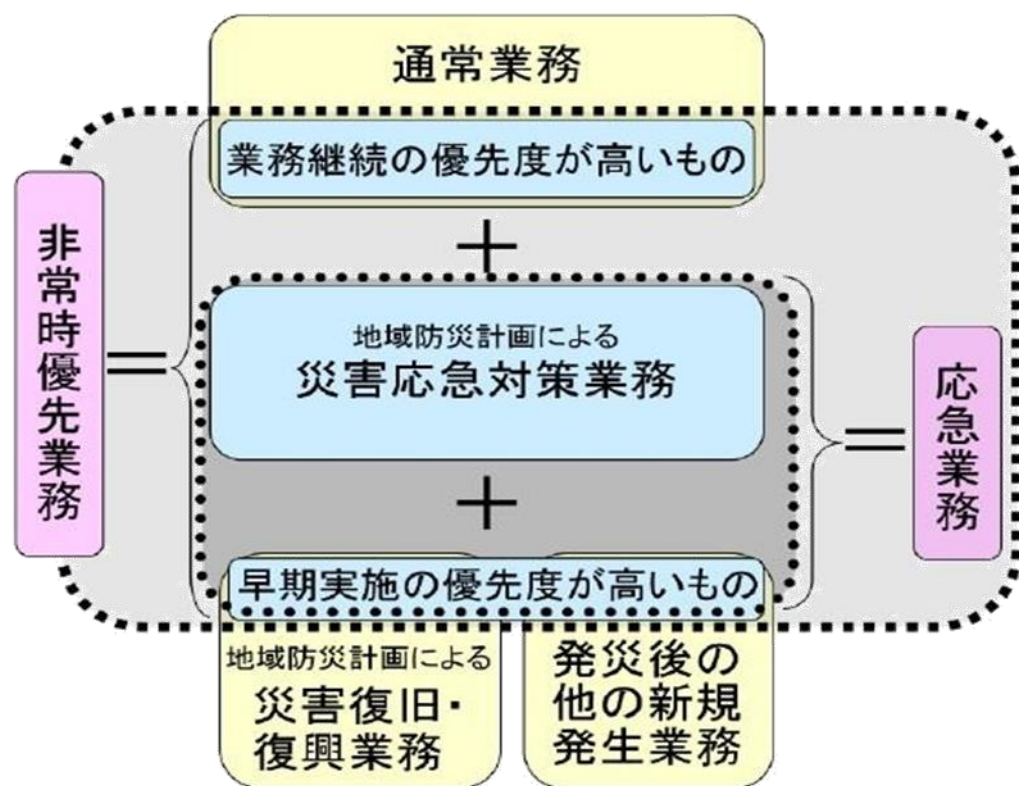
市は、大規模災害発生時（想定最大規模の地震）に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下においても、情報伝達、応急救護、避難対策、被災者支援、ライフラインの復旧・維持といった災害時における応急対策業務を実施しなければならない。

そのため、発災時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務※）をあらかじめ特定するとともに、執行体制や対応手順等、業務の維持に必要な資源の確保等を定め、市民等のニーズを最優先とした行政機能の早期復旧と継続を図ることを目的に業務継続計画を策定する。

※ 非常時優先業務

大規模災害発生時に市が優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」といい、地域防災計画に定める「災害応急対策業務」、「災害復旧・復興業務」、業務継続の優先度の高い「通常業務」が対象となる。

非常時優先業務のイメージ



[大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）より]

【非常時優先業務の具体例】

非常時優先業務	
区 分	具体例
地域防災計画に定める 「災害応急対策業務」	平常時実施していない業務 ・災害対策本部の設置・運営 ・避難所の開設・運営 ・広報車による巡回広報 ・市民等の誘導、搬送、応急手当 ・遺体の搬送・安置所運営 ・従事職員の食料確保等 ・生活物資の搬送・仕分け ・応急危険度判定本部の設置 ・罹災証明書の交付 ・仮設住宅の用地確保・建設 ・道路・上水道の応急復旧
早期実施の優先度が高い 「災害復旧・復興業務」	平常時実施していない業務 ・復興本部の設置・運営 ・復興計画の策定 ・市民生活、経済活動支援等
業務継続の優先度の高い 「通常業務」	発災後、継続又は2週間以内に再開しなければならない平時の業務 ・埋火葬許可証の交付 ・情報管理業務 ・財政計画業務（災害経費） ・保険証等の再交付
その他、新規の応急業務	想定をしていない業務等 ・メディア、政府視察団等の受入・案内 ・災害救助法に基づく申請等

2 業務継続計画策定の効果

大規模災害発生時には、情報の混乱や想定を超える事案が急激に増加し、業務量が極めて膨大なものとなるため、業務継続計画及びそれに準ずる対応手順等（継続的改善を含む。）を策定することにより業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは想定していない「行政・職員も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となるとともに、必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の行政機能の混乱を避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、効果的な非常時優先業務の遂行により、従事する職員の休息、休暇、飲食物の確保等、健康衛生面の配慮の向上も期待できる。

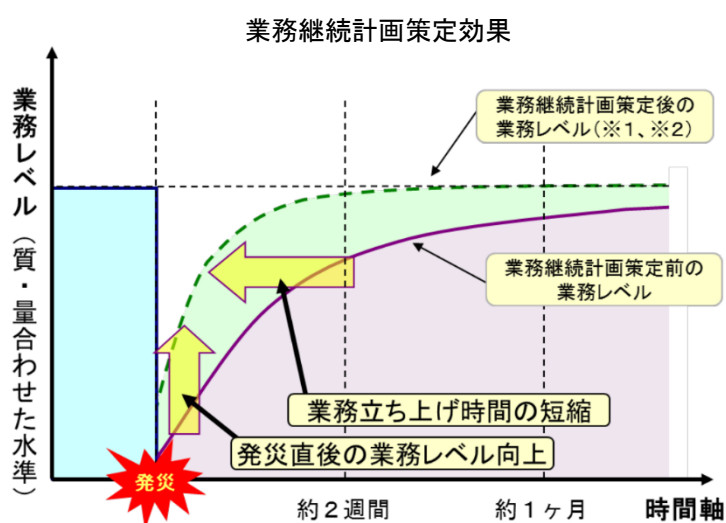
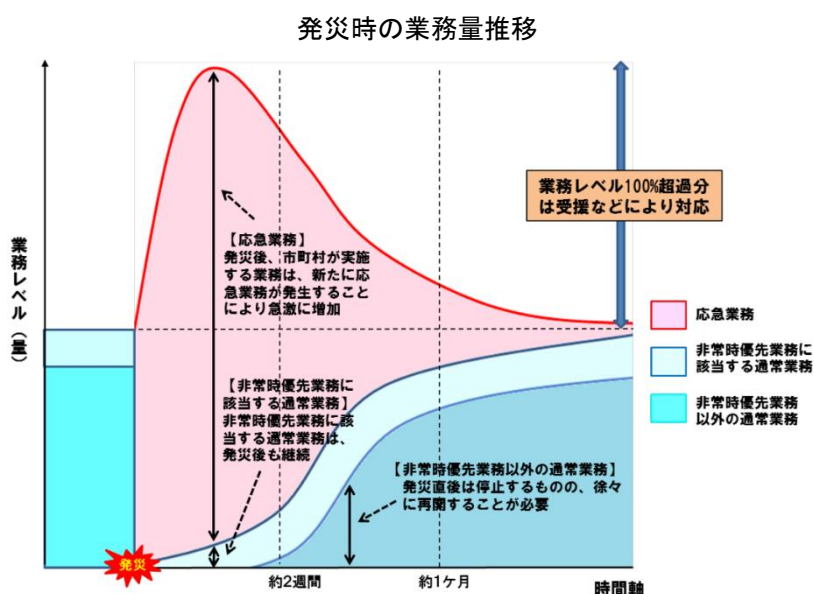


図 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

[大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）より]

3 地域防災計画と業務継続計画、受援計画の関係

座間市地域防災計画（令和6年3月）は災害対策基本法の規定に基づき、座間市防災会議が作成する防災に関する全般的な計画で、災害の予防から復旧・復興までを総合的に定めた市の防災対策の骨格（基本計画）である。

これに対し、業務継続計画は地域防災計画の災害応急対策（発災時の対応）に特化し、これを補完するもので、発災時に市が優先的に実施すべき業務を特定した計画である。

なお、非常時優先業務のうち、特定した業務に係る具体的手順を定めた対応手順・行動マニュアルについては、非常時優先業務担当課が作成・整備を行い、磁気データ・紙媒体等で保管する。

受援計画は、非常時優先業務を実施するにあたり、市職員や市の保有する資機材だけではリソースが不足する場合、外部からの応援を最大限活用するために受援体制や人的・物的支援の受入れについて規定しているもので、地域防災計画と業務継続計画を下支えする計画である。

【地域防災計画と業務継続計画の違い】

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体	上位計画（国・県）との整合性を図り、座間市防災会議が作成	市独自で作成・改定
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害への事前対策、発災時の対応及び復旧・復興計画並びに市、市民、関係機関等の役割等を規定した計画	・発災時の応急対策業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画 ・市行政組織のみが対象
行政の被災	行政が被災する事は想定していない。	行政の被災を想定（市庁舎・電力・情報システム・通信設備・上下水道）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
対象業務	①災害予防（平時からの備え） ②災害応急対策（発災時の対応） ③復旧・復興対策 ④その他	左記②の災害応急対策業務及び優先すべき通常業務
業務開始目標時間	業務開始時期を目安として記載	非常時優先業務毎に業務開始目標時間を規定
災害応急対策業務実施に伴う資源	物資・数量等、具体的には規定していない。	物資・数量等を具体的に定め、対応手順等を整備する。

通常業務

業務継続計画

優先度の高い通常業務

応急対策業務

優先度の高い復旧・復興業務

復旧・復興業務

予防業務

支援計画

特定した業務に係る対応手順・行動マニュアル

地域防災計画

本計画の前提とする大規模災害のうち、地震災害については、神奈川県が平成 27 年 3 月に報告した地震被害想定調査の内、国が防災対策の主眼を置く地震としている「都心南部直下地震（Mw7.3）（冬の平日午後 6 時）」とする。

都心南部直下地震	Mw7.3 震度 6 強	県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されており、30年以内の発生確率が70%の地震
----------	-----------------	---

風水害については、座間市防災ハザードマップ（令和３年３月）の前提となっている想定最大規模の降雨による相模川・目久尻川の洪水浸水及び土砂災害、内水氾濫とする。

想定最大規模の降雨 (1000年に1度程度 の確率の大雨)	①相模川：48時間総雨量567mm ②鳩川：上流（千歳橋～鳩川分水路区間）24時間総雨量333mm 下流（鳩川分水路～相模川合流点区間）24時間総雨量326mm ③目久尻川：24時間総雨量398mm
--	--

第2章 業務継続体制の確立

1 本計画の基本方針

- (1) 大規模災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限に留めるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先とする。
- (2) 発災直後から1ヶ月の間に取り組む業務を非常時優先業務に位置づける。
- (3) 時間区分別の業務は次のとおりとする。特に、発生から72時間（3日間）までは、人命に係る業務に重点をおき、市民生活、避難所施設等の維持管理以外の業務は原則停止とする。

時間区分別業務例	開始目標時間	非常時優先業務（例）
	～3時間	【被災状況の確認・初動体制の確立】 被害状況の収集、災害情報の伝達、災害対策本部設置、 配備体制の確定、職員の動員参集・配備指示等
	3時間～1日	【応急活動の開始・避難生活支援の開始】 救助活動、避難所開設・運営、医療救護班の編成
	1日～3日	【被災者支援開始・行政機能の応急的回復】 保険証等の再発行事務、ごみ・し尿処理、埋火葬許可証 の交付、応急給水活動等
	4日～7日	【ライフラインの復旧・ボランティアの受入】 道路・橋りょうの応急復旧、ボランティアの要請・受入
	8日～14日	【窓口行政機能の回復】 施設の応急復旧・学校の再開等
	～1ヶ月	【その他の行政機能の回復】 固定資産税・所得税等の減免事務、納税相談、市民相談 の開設、仮設住宅等に関する事務等

- (4) 大規模災害時においても業務継続の優先度の高い「通常業務」（継続又は1ヶ月以内に再開しなければならない平時の業務）は、地域社会への影響や法令等の適正な執行及び市民のニーズに焦点を当てて判断する。
- (5) 市の公共施設の内、避難所等災害応急対策業務に使用する施設以外は全て休館等とする。
- (6) イベント、会議等は原則として中止又は延期する。

【本計画で重視する要素】

① 市長不在時の明確な代行順位	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠
② 職員の配備体制	災害時の職員の配備体制を定める。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要
③ 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	市庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。
④ 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、従事する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等へ電力供給が必要
⑤ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	停電・混線等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用できる通信手段を確保する。
⑥ 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
⑦ 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

2 本計画の対象組織

本計画における対象組織は座間市災害対策本部組織とする。

3 本計画の発動要件

市内で震度6弱以上の地震を観測したとき、又は震度5弱以下であっても、災害対策本部長が必要と認める場合に発動する。

4 本計画の解除要件

本計画の解除は、全ての通常業務の再開をもって解除とする。

第3章 本計画実施に係る体制整備等の現況と課題に対する対応策

1 市長不在時の代行順位

地域防災計画では、災害対策本部長は市長、副本部長を副市長、教育長としている。市長不在の場合、次に定める代行順位により、災害対策本部長の職務を代理することとする。

市長不在時の代行順位	第1順位	第2順位	第3順位
	副市長	教育長	くらし安全部長

2 職員の配備体制

(1) 配備・動員体制等

ア 本計画を発動した場合の配備体制は、地域防災計画に基づく「2号配備対策群体制」とする。

区分	配備体制	配備時期		本部体制
		地震災害（自動参集）	風水害（市長等発令）	
即応配備	災害の発生に対処又は警戒するため、即応体制を整える。	○市内で震度4の地震を観測したとき。 ※一部の部署に限定	○台風等の接近で風雨に対し警戒が必要なとき。	—
1号配備	災害の発生に対処するため、警戒体制を整える。	○市内で震度5弱の地震を観測したとき。	○大雨、洪水等の警報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき。	警戒本部
2号配備	災害の発生に対処するため、活動体制を整える。	○市内で震度5強の地震を観測したとき。 ○局地的に災害が発生し、災害対策が必要なとき。	○大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。 ○局地的に災害が発生し、災害対策が必要なとき。	災害対策本部
2号配備対策群体制	災害対策に全力をあげる体制を整える。	○市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ○市内に、甚大な被害が発生したとき。 ○本部長（市長）が必要と認めたとき。	○市内に、甚大な被害が発生したとき。 ○本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部

【応急対策群】

	構成する災対部	所属課	所掌事務
応急対策群	災対都市部 (群長)	都市計画課、都市整備課、公園緑政課、道路課	1 道路交通網の応急復旧に関する こと。 2 交通整理及び災害現場の 確認と救助作業に関する こと。 3 緊急輸送の確保に関する こと。
	災対総合政策部	総合政策課、秘書広報課、行政管理課(選挙管理委員会事務局)、職員課、デジタル推進課、人権・男女共同参画課、戸籍住民課、市民広聴課、議会事務局、監査委員事務局	
	災対財務部	財務課、資産経営課、市税総務課、市民税課、固定資産税課、債権管理課、契約検査課、会計課	

【救護・救援対策群】

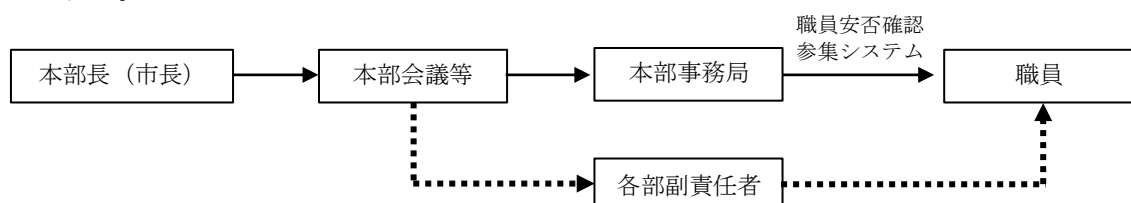
	構成する災対部	所属課	所掌事務
救護・救援対策群	災対健康部 (群長)	健康医療課、スポーツ課、保険年金課	1 市民等の救護に関する こと。 2 救援及び避難対策に関する こと。 3 要配慮者対策に関する こと。
	災対こども未来部	こども家庭課、こども育成課、子育て支援課、保育・幼稚園課	
	災対福祉部	地域福祉課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、生活支援課	

【避難所対策群】

	構成する災対部	所属課	所掌事務
避難所対策群	災対地域づくり部 (群長)	地域プロモーション課、市民協働課、産業振興課(農業委員会事務局)	1 一次避難所の開設及び運営管理に係る連絡調整に関する こと。 2 自主防災組織の連絡調整に関する こと。 3 自治会等との連絡調整に関する こと。
	災対教育部	教育総務課、就学支援課、教育指導課、教育研究所、生涯学習課、図書館	

イ 職員の動員に係る伝達系統図

職員の動員に係る連絡体制は次のとおりとする。なお、勤務時間中は庁内放送も使用する。



(2) 職員の参集

勤務時間外に大規模地震が発生したことを想定した参集予測職員数を、次の条件により算出した。

なお、風水害時は事前に予警報等の情報に基づき、勤務時間外であっても参集が必要な職員は参集できていると想定するものとする。

【参集予測職員数算出条件】

項 目	条 件
参集速度 参集手段	・身の安全確保等のため、参集開始は発災から 30 分後と想定。 ・手段は徒歩を想定。速度は 2 km/h とし、1 日の最大の徒歩時間は 10 時間と設定する。参集距離が 20km を超える場合は、休息を 8 時間取ったのち、再び歩き始めるものとする。 ※ 発災後 2 週間、公共機関が利用できずとも徒歩で参集するものとする。
参集困難	・地震による家屋の被災の影響により発災当日は、各職員の居住市町村の全壊率（全壊棟数/総建物数×100）の職員が参集不能と想定。 ※市町村により全壊率が大きく異なるため、職員の居住地ごとの全壊率を使用する。 ・被災現場での救助活動等により発災当日は、6 %の職員が参集不能と仮定。 ・死傷（軽症は除く）した職員は参集不能と設定（市内 1.0%、市外 1.4%）

【参集予測結果】

※休職者、部局長を除く

参集時間	参集人数	参集率
発災後 3 時間	388 人	50.1%
発災後 1 日	584 人	73.4%
発災後 3 日	765 人	98.7%
発災後 1 週間	765 人	98.7%
発災後 2 週間	765 人	98.7%
発災後 1 ヶ月	765 人	98.7%

※ 令和 6 年 4 月現在の災対部単位等の参集率詳細は資料 2 に整理する。

(3) 配備・動員体制の確保のための対応策

緊急連絡先の整備	- 各職員は、自身のメールアドレス等を安否参集確認システムに登録する。また、システムへの登録ができない場合は、各部で緊急時に連絡が取れる体制を整備する。 - 災対各部は、緊急時の職務代行順位を明確に定める。
参集可能性の向上	- 各職員は、自身がどの配備に該当し、何処へ参集すればよいか等を平時より把握する。 - 各職員は、平時から、バイクや自転車等の災害時の移動手段や、複数の参集ルートについて検討する。 - 各職員は、災害時伝言ダイヤル等、災害時に活用できる家族との連絡手段を確立する。 - 各職員は、自身が人的資源であることを認識し、参集開始までの時間を短縮できるよう、十分な備えを行う。 - 安否確認訓練の定期的な実施を通じて、不具合の修正や返信された内容の整理方法及び各部への伝達方法を確立する。 - 参集訓練を通じて、災害対応への意識向上と非常時の行動確認を行う。
正規職員以外の職員の確保	災害時に市外のボランティアの受入れがスムーズにできるように、市社会福祉協議会と協力して、平時からボランティアの事前登録制度の検討を行う。
協定の充実	- 協定締結団体が被災し、機能を維持することが困難になると、市の非常時優先業務の遂行に影響を与えることから、これら協定締結団体の事業継続対策について把握するほか、協定の拡充についても継続して検討する。 - 災害時相互応援協定を締結している自治体に、必要となる物資（仮設トイレや発電機等）の提供について、あらかじめ取り決めをしておく。 - 各協定団体との訓練を実施する。

3 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

(1) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

大規模災害により、災害対策本部設置場所として指定している市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設は次のとおりとする。

第1代替施設	第2代替施設	第3代替施設
消防本部・署	市民体育館 スカイアリーナ座間	市民文化会館 ハーモニーホール座間

(2) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保

代替施設の確保	災害対策本部代替施設のみならず、非常時優先業務の実施に係る執務室の代替施設についても検討する。
執務環境の整備	- 各所属は、書庫やロッカー等の移動・転倒による職員の負傷、出入口の通行支障を防ぐため、執務スペースの棚やロッカー等の転倒防止対策を実施する。 - 執務スペース周辺の窓ガラスについて、飛散防止フィルムの貼付を行う。
施設図面の管理	各施設管理者は施設の予備鍵、図面を適正に管理する。

4 電気、水、食料等の確保

(1) 電気、水、食料等の確保状況

市庁舎及び代替施設における電力及び従事する職員の水、食料の確保状況は、次のとおりである。

ア 電力の確保状況

項目		市庁舎	第1代替施設 消防本部・署	第2代替施設 市民体育館	第3代替施設 市民文化会館
非常用発電機	稼働時間	平時の約40%の使用で24時間未満程度	平時の25%の使用で72時間 (連続運転48時間)	約10時間	平時の約30%の使用で24時間 ※市庁舎と連動
	発電容量	750KVA	72KVA	250KVA	750KVA ※市庁舎と連動
	電力供給先	照明、消防設備、非常用エレベーター、電算サーバー、事務室の一部のコンセント	消防庁舎、高層訓練棟、低層訓練棟の全フロア	飲料水、上水ポンプ、トイレ、事務室、階段	照明、消防設備、事務室の一部のコンセント
	タンク内の燃料	重油 地下2階に800ℓ	0ℓ	A重油(代用不可) 地下1階に1,000ℓ	※市庁舎と連動
	備蓄用燃料	重油 地下1階に4,000ℓ	軽油 950ℓ	×	※市庁舎と連動
太陽光パネル	システム容量	79.20kW 市庁舎及びふれあい会館	×	×	183.60kW ※R7中に設置予定
	蓄電池容量及び設置場所	15kwh/5-1会議室	×	×	15kwh ※R7中に設置予定

【水、食料の確保状況】

項目	市庁舎	第1代替施設 消防本部・署	第2代替施設 市民体育館	第3代替施設 市民文化会館
		消防本部・署	市民体育館	市民文化会館
飲料水	受水槽 60 m ³ × 3基 高置水槽 18 m ³ × 1基	受水槽 7.5 m ³ × 1基	受水槽 30 t	受水槽 6 m ³ × 1基 高置水槽 4 m ³ × 1基 ※市庁舎と連動
生活用水 (非飲み水)	雨水を簡易浄化し、常時10万ℓ～30万ℓ(最大50万ℓ) ※気象条件にもよる。	×	雑用水用受水槽 110 t (5槽連結) 地下ピット	雨水を簡易浄化し、常時10万ℓ～30万ℓ(最大50万ℓ) ※市庁舎と連動
食料 (職員用 備蓄食料)	×	×	×	×

項目	市庁舎	第 1 代替施設	第 2 代替施設	第 3 代替施設
		消防本部・署	市民体育館	市民文化会館
トイレ (従事職員用 仮設トイレ等)	×	×	×	×
LP ガス	×	×	×	×

(2) 電気、水、食料等の確保対策

電力の確保	・非常用電源設備の燃料の確保について協定を締結する。 ・非常用発電機を使用する際の電力制限を検討する。 ・非常用発電機の稼働試験を定期的実施する。 ・重要な P C 等に接続する U P S (無停電電源装置) を確保する。 ・非常用発電機から電気供給を受けるコンセントの位置を確認する。 ・どの P C やプリンターを非常用電源に接続するかをあらかじめ決めておく。 ・市内公共施設への太陽光パネルの導入を検討する。
食料の確保	・被災者用とは別に、職員用の備蓄食料を 3 日から 1 週間分確保するよう検討する。ただし、各職員も自身に必要な食料をあらかじめ確保するよう努める。 ・職員用に調達できた食料の配布方法を検討する。
水の確保	・被災者用とは別に、職員用の飲料水を 3 日から 1 週間分確保するよう検討する。ただし、各職員も自身に必要な飲料水をあらかじめ確保するよう努める。 ・職員用に調達できた飲料水の配布方法を検討する。 ・雨水を簡易浄化し、常時 10 万 ℓ～30 万 ℓ (最大 50 万 ℓ) 利用できるもので、上水が供給されない場合は、雨水を利用する。
トイレの確保	・被災者用とは別に、職員用の携帯トイレ等を 3 日から 1 週間分確保するよう検討する。ただし、各職員も自身に必要な携帯トイレ等をあらかじめ確保するよう努める。 ・職員用に調達できたトイレの配布方法を検討する。
車両の確保	・限られた公用車の運用方法や割当について、検討する。 ・確認標章と確認証明書の事前交付を受けて、発災後に迅速に緊急通行路の通行が可能となるよう、あらかじめ緊急通行車両として、警察に届け出を行う。 ・公用車には一定量の燃料が供給されているよう保つ。
消耗品の確保	・コピー用紙やトナーなどは在庫量を増やすため、一定量以下になった場合に調達するなどのルール作りや置き場所の確保を検討する。 ・コピー用紙やトナーを取り扱う業者との災害協定の締結を検討する。

5 災害時にもつながりやすい多様な通信手段

(1) 通信手段の確保状況

項目		市庁舎	第1代替施設	第2代替施設	第3代替施設
			消防本部・署	市民体育館	市民文化会館
電話	通常電話	○	○	○	○
	災害時優先電話	○	○	×	×
	衛星携帯電話	○	○	×	×
防災行政無線		固定系親局 (発信機器)	固定系遠隔 制御装置 (発信機器)	×	×
県防災行政通信網		○	○	×	×
全国瞬時警報システム J-ALERT		○	×	×	×

上記のほか、全庁的に配備されている通信機器等の整備状況は、次のとおりである。

通信媒体		整備数	備考
県防災行政通信網	電話	1	
	F A X	2	
	閉域スマホ	4	
	庁内スマホ	3	
	I P 電話	1	
	衛星電話	1	
災害時優先電話	電話	39	
	スマートフォン	1	
災害時特設公衆電話		20	
その他、情報発信に関する機器等			
防災行政無線	戸別受信機	緊急情報いさまメール	
緊急速報メール	Y a h o o 防災	J-アラート	
L-アラート			

(2) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保対策

通信機器の充実	通信機器の整備及び利便性の向上に努める。
通信機器の平時からの活用	発災時に的確に活用できるよう、訓練を通じて、使い方に習熟する。
Jアラートの運用環境の確保	市庁舎が使用できなくなった場合におけるJ、Lアラートの運用環境を整備する。
通信手段の利用に係る非常時対応の検討	・停電により防災行政無線が使用不可、携帯電話や一般電話も輻輳が発生している場合は、一般電話に優先して発信できる災害時優先電話を使用する。 ・外部からの電力供給が止まった場合は、電力が不要な特設公衆電話を使用するほか、市庁舎の非常用発電機に接続されている電話を使用する。

6 重要な行政データのバックアップ

大規模災害発生時における重要な行政データのバックアップ等については、座間市業務継続計画（ICT部門）に定める。

7 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務実施に必要な職員数

令和6年度の総業務数（応急対策業務及び通常業務の合計）のうち非常時優先業務は地震時659件、風水害時679件であり、災対部及び対策群ごとの各業務に必要な職員数を時期別に集計すると、次のとおりとなる。

なお、各非常時優先業務は、別冊「非常時優先業務一覧」に取りまとめている。

【(地震時) 非常時優先業務実施に必要な職員数】

(人)

災対部	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1ヶ月
災対総合政策部	70.1	72.6	72.6	71.3	81.9	90.4	105.5	125.3
災対財務部	4.8	4.8	5.8	6.5	14.3	37.7	125.3	158.8
災対こども未来部	82.0	95.5	90.5	92.2	214.9	117.2	113.2	128.6
災対地域づくり部	9.3	11.8	12.8	16.3	26.8	25.3	22.2	27.4
災対くらし安全部	2.8	2.8	2.8	4.3	5.4	98.0	98.0	123.9
災対健康部	18.0	40.0	45.0	49.0	157.0	187.5	123.5	133.6
災対福祉部	2.0	2.0	3.5	6.3	9.0	74.5	91.1	117.7
災対都市部	23.5	34.2	34.8	46.3	84.7	100.0	60.0	71.5
災対上下水道部	36.3	37.3	49.3	68.3	118.7	144.5	137.0	148.8
災対教育部	16.8	16.8	16.8	16.8	29.7	60.3	101.7	122.3
災対消防部	59.0	59.0	59.0	170.0	354.0	217.0	207.0	221.0
本部事務局	23.1	23.1	24.3	24.7	53.1	39.7	23.2	22.6
応急対策群	27.0	29.0	29.0	29.0	58.0	42.0	27.0	27.0
救護・救援対策群	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0
避難所対策群	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	3.0	2.0	2.0
合計	642.7	696.9	714.2	869.0	1477.5	1503.1	1502.7	1696.5

【(風水害時) 非常時優先業務実施に必要な職員数】

(人)

災対部	～1 日前	～数 時間前	発災 直前	～1 時間	～3 時間	～12 時間	～24 時間	～72 時間	～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月
災対総合政策部	9.0	13.0	13.0	71.1	72.6	72.6	71.8	86.1	90.1	105.0	124.3
災対財務部	0.0	0.0	1.5	5.3	5.3	6.3	7.2	14.3	36.7	122.3	146.3
災対こども未来部	14.5	6.5	2.5	51.3	51.3	112.3	114.3	131.9	115.0	112.3	127.2
災対地域づくり部	4.3	4.9	4.3	10.8	11.8	12.8	16.3	24.8	27.3	23.7	27.7
災対くらし安全部	0.9	2.3	2.3	2.8	2.8	2.8	2.8	5.4	98.9	98.9	122.3
災対健康部	6.0	6.0	36.0	32.5	40.5	42.5	44.5	62.7	61.5	42.5	52.6
災対福祉部	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.5	6.3	9.0	73.5	90.1	116.7
災対都市部	3.0	3.0	3.0	23.5	33.8	33.8	46.3	80.2	109.5	54.5	66.8
災対上下水道部	61.7	61.7	61.7	40.3	41.3	53.3	82.3	148.7	152.0	137.0	144.5
災対教育部	132.0	136.0	240.0	202.5	202.5	206.5	206.5	241.0	102.0	83.5	121.0
災対消防部	11.9	12.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.8	25.0	37.3	51.8	71.2
本部事務局	18.5	23.8	23.4	25.6	25.6	26.7	27.4	58.9	42.6	30.1	29.6
応急対策群	0.0	0.0	0.0	27.0	29.0	29.0	29.0	58.0	42.0	27.0	27.0
救護・救援対策群	0.0	0.0	0.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0	266.0
避難所対策群	4.0	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	3.0	2.0	2.0
合計	268.8	275.5	406.0	776.0	800.8	884.4	937.5	1216.0	1257.4	1246.7	1445.2

(2) 参集予測職員数

災対部ごとの参集予測職員数（休職者及び部局長を除く）を時期別に集計すると、次のとおりとなる。

なお、地震時については、都心南部直下地震（Mw7.3）が冬の平日午後6時に発生したものとし、参集予測職員数を想定した。

また、風水害時については、気象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから事前に予防体制を構築するため、発災前に全職員が参集するものと想定する。

※ 算出方法については、(P10)【参集予測職員数算出条件】のとおり。

【(地震時) 参集予測職員数】

(人)

災対部	最大 (平時)	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1ヶ月
災対総合政策部	100.0	14.4	55.9	71.9	73.6	98.8	98.8	98.8	98.8
災対財務部	67.0	9.9	34	48.7	49.9	66.2	66.2	66.2	66.2
災対こども未来部	46.0	4.6	24.2	34.5	34.5	45.4	45.4	45.4	45.4
災対地域づくり部	17.0	3.1	9.2	12.7	12.7	16.8	16.8	16.8	16.8
災対くらし安全部	79.0	4.6	36.2	55.6	56.8	78	78	78	78
災対健康部	47.0	0.8	26.2	35	35.7	46.4	46.4	46.4	46.4
災対福祉部	77.0	6.9	34.8	54.6	57.3	76	76	76	76
災対都市部	41.0	3.1	16.4	26.9	29	40.5	40.5	40.5	40.5
災対上下水道部	33.0	0.8	13	23.3	23.3	32.6	32.6	32.6	32.6
災対教育部	96.0	5.3	50.3	68.3	71.1	94.8	94.8	94.8	94.8
災対消防部	162.0	27.1	84.1	129.8	132.3	159.7	159.7	159.7	159.7
本部事務局	10.0	0.8	3.9	7.5	7.5	9.9	9.9	9.9	9.9
応急対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—
救護・救援対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—
避難所対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	775.0	81.4	388.2	568.8	583.7	765.1	765.1	765.1	765.1

【(風水害時) 参集予測職員数】

(人)

災対部	最大 (平時)	～1 日前	～数 時間前	発災 直前	～1 時間	～3 時間	～12 時間	～24 時間	～72 時間	～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月
災対総合政策部	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
災対財務部	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0
災対こども未来部	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0
災対地域づくり部	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
災対くらし安全部	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0
災対健康部	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0
災対福祉部	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
災対都市部	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0
災対上下水道部	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
災対消防部	96.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0	162.0
災対教育部	162.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
本部事務局	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
応急対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
救護・救援対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
避難所対策群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0	775.0

(3) 職員の過不足状況

職員の過不足状況を時期別に計算※すると、次のとおりとなる。

※「職員の過不足状況」＝「参集予測職員数」－「非常時優先業務実施に必要な職員数」

【(地震時) 職員の過不足状況】

(人)

災対部	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1ヶ月
災対総合政策部	△ 55.7	△ 16.7	△ 0.7	2.3	16.9	8.4	△ 6.7	△ 26.5
災対財務部	5.1	29.2	42.9	43.4	51.9	28.5	△ 59.1	△ 92.6
災対こども未来部	△ 77.4	△ 71.3	△ 56.0	△ 57.7	△ 169.5	△ 71.8	△ 67.8	△ 83.2
災対地域づくり部	△ 6.2	△ 2.6	△ 0.1	△ 3.6	△ 10.0	△ 8.5	△ 5.4	△ 10.6
災対くらし安全部	1.8	33.4	52.8	52.5	72.6	△ 20.0	△ 20.0	△ 45.9
災対健康部	△ 17.2	△ 13.8	△ 10.0	△ 13.3	△ 110.6	△ 141.1	△ 77.1	△ 87.2
災対福祉部	4.9	32.8	51.1	51.0	67.0	1.5	△ 15.1	△ 41.7
災対都市部	△ 20.4	△ 17.8	△ 7.9	△ 17.3	△ 44.2	△ 59.5	△ 19.5	△ 31.0
災対上下水道部	△ 35.5	△ 24.3	△ 26.0	△ 45.0	△ 86.1	△ 111.9	△ 104.4	△ 116.2
災対消防部	△ 11.5	33.5	51.5	54.3	65.1	34.5	△ 6.9	△ 27.5
災対教育部	△ 31.9	25.1	70.8	△ 37.7	△ 194.3	△ 57.3	△ 47.3	△ 61.3
本部事務局	△ 22.3	△ 19.2	△ 16.8	△ 17.2	△ 43.2	△ 29.8	△ 13.3	△ 12.7
応急対策群	△ 27.0	△ 29.0	△ 29.0	△ 29.0	△ 58.0	△ 42.0	△ 27.0	△ 27.0
救護・救援対策群	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0
避難所対策群	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 4.0	△ 3.0	△ 2.0	△ 2.0
合計	△ 561.3	△ 308.7	△ 145.4	△ 285.3	△ 712.4	△ 738.0	△ 737.6	△ 931.4

【(風水害時) 職員の過不足状況】

(人)

災対部	～1 日前	～数 時間前	発災 直前	～1 時間	～3 時間	～12 時間	～24 時間	～72 時間	～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月
災対総合政策部	91.0	87.0	87.0	28.9	27.4	27.4	28.2	13.9	9.9	△ 5.0	△ 24.3
災対財務部	67.0	67.0	65.5	61.7	61.7	60.7	59.8	52.7	30.3	△ 55.3	△ 79.3
災対こども未来部	31.5	39.5	43.5	△ 5.3	△ 5.3	△ 66.3	△ 68.3	△ 85.9	△ 69.0	△ 66.3	△ 81.2
災対地域づくり部	12.7	12.1	12.7	6.2	5.2	4.2	0.7	△ 7.8	△ 10.3	△ 6.7	△ 10.7
災対くらし安全部	78.1	76.7	76.7	76.2	76.2	76.2	76.2	73.6	△ 19.9	△ 19.9	△ 43.3
災対健康部	41.0	41.0	11.0	14.5	6.5	4.5	2.5	△ 15.7	△ 14.5	4.5	△ 5.6
災対福祉部	74.0	75.0	75.0	75.0	75.0	73.5	70.7	68.0	3.5	△ 13.1	△ 39.7
災対都市部	38.0	38.0	38.0	17.5	7.2	7.2	△ 5.3	△ 39.2	△ 68.5	△ 13.5	△ 25.8
災対上下水道部	△ 28.7	△ 28.7	△ 28.7	△ 7.3	△ 8.3	△ 20.3	△ 49.3	△ 115.7	△ 119.0	△ 104.0	△ 111.5
災対消防部	30.0	26.0	△ 78.0	△ 40.5	△ 40.5	△ 44.5	△ 44.5	△ 79.0	60.0	78.5	41.0
災対教育部	84.1	83.7	83.7	82.7	81.7	81.7	81.2	71.0	58.7	44.2	24.8
本部事務局	△ 8.5	△ 13.8	△ 13.4	△ 15.6	△ 15.6	△ 16.7	△ 17.4	△ 48.9	△ 32.6	△ 20.1	△ 19.6
応急対策群	0.0	0.0	0.0	△ 27.0	△ 29.0	△ 29.0	△ 29.0	△ 58.0	△ 42.0	△ 27.0	△ 27.0
救護・救援対策群	0.0	0.0	0.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0	△ 266.0
避難所対策群	△ 4.0	△ 4.0	△ 4.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 4.0	△ 3.0	△ 2.0	△ 2.0
合計	506.2	499.5	369.0	△ 1.0	△ 25.8	△ 109.4	△ 162.5	△ 441.0	△ 482.4	△ 471.7	△ 670.2

(4) 非常時優先業務の着実な実施のための対応策

災害発生時に非常時優先業務を着実に実施できるよう、実施手順やマニュアルを整備する他、訓練等により実行性を向上しておく。

実施手順やマニュアルの充実	・非常時優先業務の実施手順やマニュアル等を整備し、磁気データと紙媒体で保管する。 ・実施手順やマニュアル等は、箇条書きやフローチャート等を用いるなど、速やかに業務着手できるよう工夫する。 ・実施手順やマニュアル等の検証を重ね、実効性のある内容に更新していく。
訓練等による実効性向上	・紙ベース化を進めた手順書等について、訓練等を通じて手書きによる様式の入力を体験しておく。

第4章 本計画の改善に向けた取組み

本計画をより実効性のあるものにするためには、個別の対応手順や行動マニュアル等の作成・改善を行い、機会を捉えて教育や訓練を実施し、検証していくことが重要である。

特に訓練では非常時優先業務が複数の組織にまたがり対策群単位で業務を指揮命令することから、部署横断的に連携して実施することが重要となる。

また、必要資源が制約を受ける可能性が高いことから、資源の確保に努めるとともに、資源の制約を想定に入れた訓練も実施する必要がある。

これら教育や訓練、マニュアル等の作成・改善により明らかになった課題や改善点は、本計画や地域防災計画に確実に反映し、より実践的なものに更新していかなければならない。



[大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月）より]

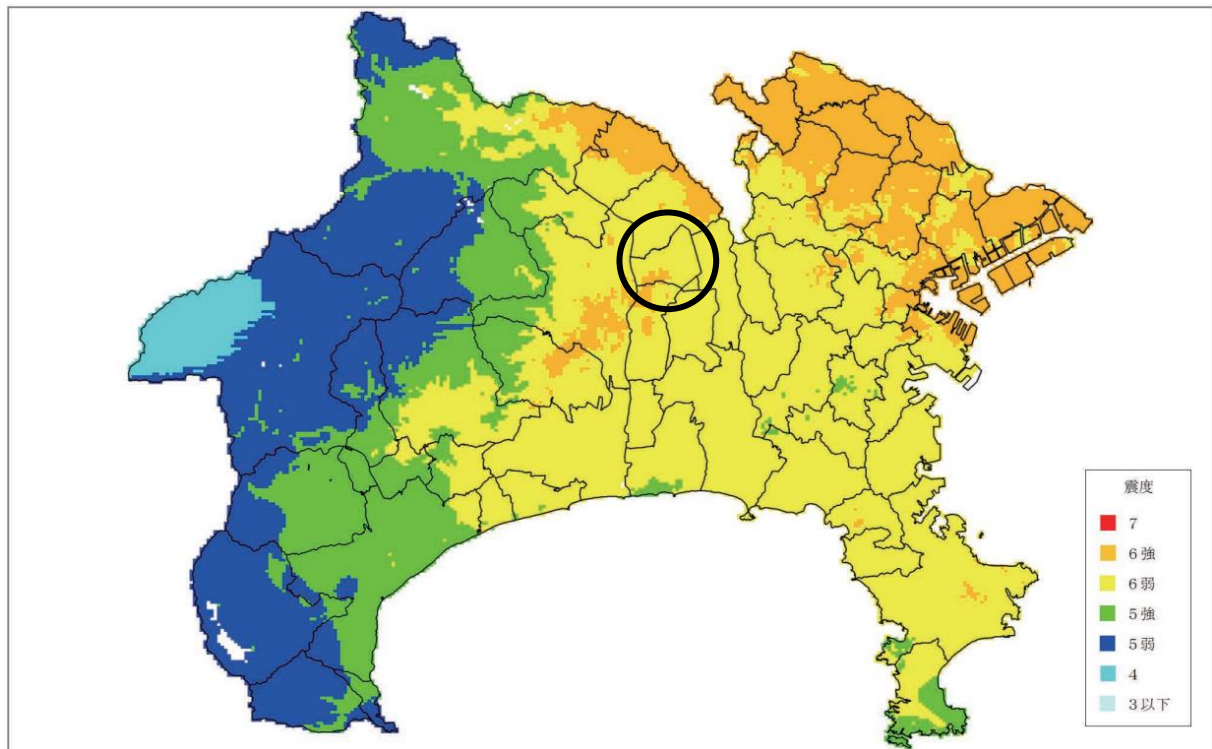
Plan（計画） 計画の策定	災害が発生した場合に資源が制約される中、非常時優先業務を実行するため、本計画を策定する。
Do（実行） 訓練等の実施	非常時優先業務が円滑に実施されるよう、業務継続の重要性や各自の役割等を組織全体で理解するために、教育、訓練を実施する。
Check（評価） 点検・検証	教育、訓練を踏まえ、問題点の洗い出しや課題の検討を行う。
Act（改善） 計画の改定・見直し	教育、訓練により洗い出した課題に基づき、本計画の見直しを行う。

卷末資料

資料 1 被害想定及び被害の様相

1 地震（都心南部直下地震）

【都心南部直下地震による震度分布】



最大震度	建物被害		火災被害		死傷者数			
	全壊棟数	半壊棟数	出火件数	焼失棟数	死者数	重症者数	中等症者数	軽症者数
6 強	800 棟	3,780 棟	*	230 棟	40 人	50 人	390 人	550 人
避難者数			要配慮者 避難者		要配慮者 断水人口		要配慮者 家屋被害	
1～3 日目	4 日～ 1 週間後	1 ヶ月後	高齢者数	要介護者数	高齢者数	要介護者数	高齢者数	要介護者数
11,080 人	11,080 人	11,080 人	800 人	250 人	0 人	0 人	1,280 人	410 人
要救出者	断水人口	下水道機能 支障人口	都市ガス供 給停止戸数	LP ガス供 給支障戸数	停電軒数	不通 回線数	エレベータ 停止台数	災害廃棄 物量
70	9,880 人	4,730 人	0 戸	330 戸	66,480 軒	48,000 回線	110 台	27 万トン

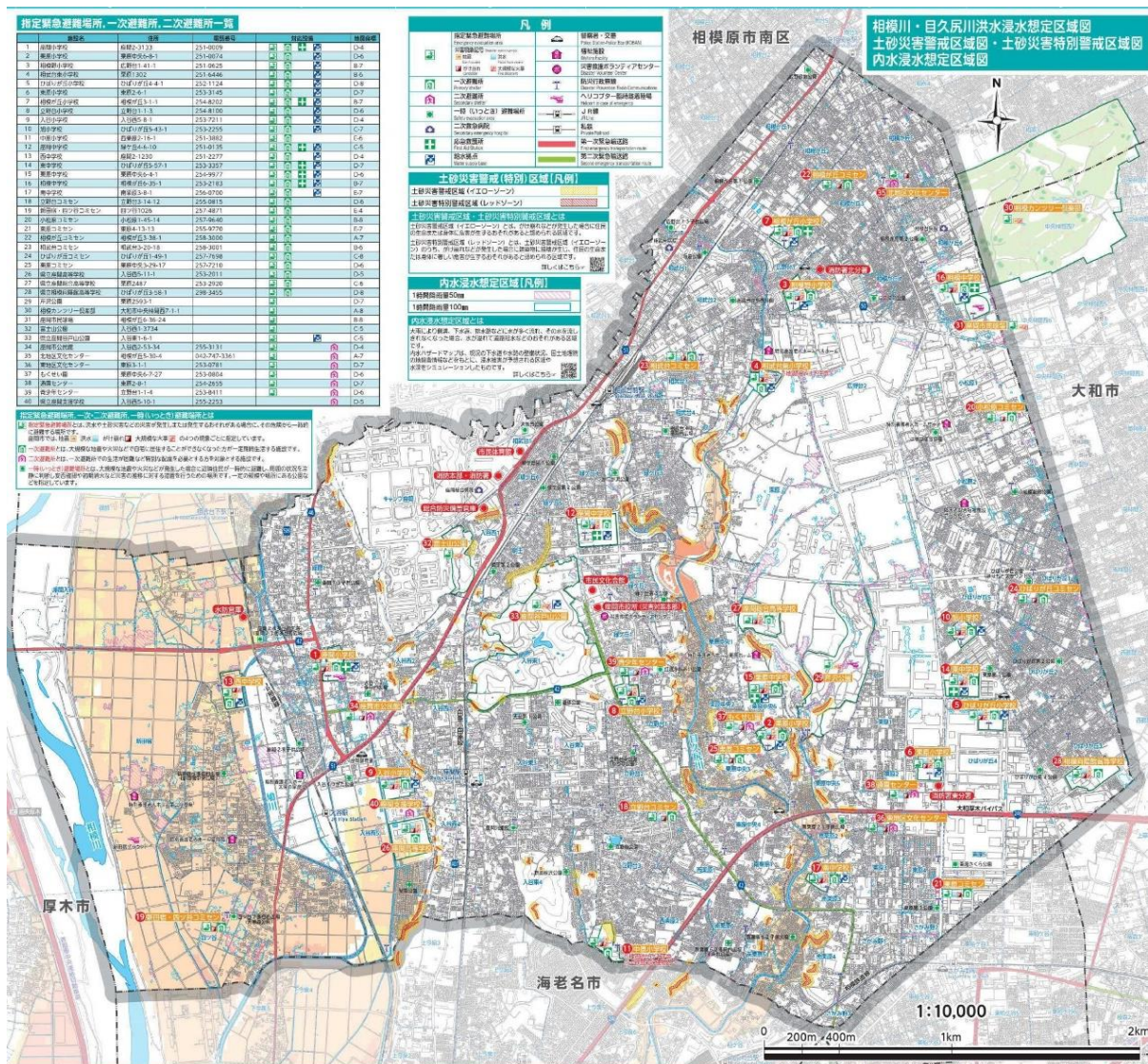
※ 出典：平成 27 年 3 月神奈川県地震被害想定

【地震時の被害様相】

				第1局面			第2局面			第3局面	第4局面	第5局面	第6局面				
				18:00～			21:00～	翌6:00～	24時間～	4日目～	8日目～	3週間目～	※1か月後～	～数年後			
地震動				●冬の平日18時頃、フィリピン海プレート内を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生 ●座間市では最大で震度6強の揺れを観測。市内全域6弱以上の揺れ。			○最大震度5弱～6弱の余震が発生			○余震が頻発		○余震が次第に減少					
建物被害	揺れ	●旧耐震基準の木造建物を中心に揺れによる建物倒壊が発生 ●市全体でゆれ・液状化により全壊800棟、半壊3,780棟発生			○余震により、被害が進行する									●定量データに基づく被害像 ○定性的な被害像			
	液状化	●市南西部など、河川沿いなど地盤の弱い地域で液状化による被害がわずかに発生															
	急傾斜地崩壊	●市内に急傾斜地は少ないが一部で崩壊が発生			○余震や降雨等で急傾斜地崩壊が発生												
	火災	○夕食時の火気使用等による出火	○木造密集地域をはじめとして火災が発生 ○市南部を中心に火災が発生	●一部の火災は、初期消火により、消火されるも数件の出火が残る	○消防機関による消火を継続するが、消防力の不足、風の影響等によりさらに延焼 ○延焼地区に避難指示が出される	○電力の復旧により、通電火災が発生 ●さらに延焼し、全焼棟数は230棟に達する ○鎮火											
人的被害				●広域で人的被害が発生(被害合計:死者40人、重症者50人、中等症者390人、軽症者550人) ●死者数のうち、多くは揺れに起因するもので、約8割を占める ●建物倒壊により、死者30人、重症者20人、中等症者210人、軽症者360人発生 ●屋内収容物の移動・転倒、屋内落下物、屋内ガラス被害やブロック塀の転倒等により、死傷者も発生 ●自動販売機等の転倒、屋外落下物による死者・重症者の発生はなし ●急傾斜地の崩壊による死傷者はなし ●建物等の下敷きになり、自力脱出困難者が70人発生 ○軽症者の中に病院に行く者もいるが、治療が難しい			○夜間時のため要救出者の救助活動が遅れる ○死傷者、要転院患者への対応能力の不足 ○重症者・要転院患者に対する病床が不足 ●火災による死者はわずか ○燃料不足で非常用発電機が停止する医療機関も出てくる ○重症者も来院し始めるほか軽症者の来院も増加 ○人工呼吸器の利用者や在宅の人工透析患者やインスリン投与患者等が来院			○気象条件や地理条件により、救助が難航・長期化する ○救出活動の収束後、遺体捜索・埋火葬対応へ移行し、遺体安置所を開設する ○感染症で搬送、来院する患者が増加							
ライフライン	電力	●市内530軒で配電線被害により停電する ●ただし、配電線被害がなくても、供給側設備の被害により、計66,480軒でも停電となる			○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能(電気、水・食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足			○通電火災防止のため各戸の状況を確認して復電する必要があるため、復旧が遅れるケースもある ●概ね、1週間で停電は解消する。 ●管路の応急措置が終わり断水は解消									
	上水道	●市内で9,880人が断水の影響を受ける															
	下水道	●下水道への被害は、4,730人に機能支障が発生する ○上水道が使用できない地域はトイレ等の使用も不可能となる						○緊急調査の実施により、下水道の利用が困難な地域が判明する。 ○被災した処理場等も多くは運転が再開できる状態に機能が復旧									
	通信	●火災や揺れ被害による回線不通もあるが、停電による回線不通が大部分を占め、市内48,000回線で固定電話の通信機能支障発生 ○携帯電話も、つながりにくい状態となる ○携帯電話の充電がなくなる人が徐々に増えていく						○引き続き固定電話の数%が使えない ○安否の問合せ等による多数の回線利用、警察・消防等の緊急通信等の確保のための一般の通話制御により、電話がかかりにくい状態が継続⇒1週間で概ね解消									
	ガス	●都市ガスの供給エリア全域でガス供給停止は発生しない ●LPガスは330戸で供給に支障が発生し、点検、対応が必要となる。						○ガス会社によるLPガスの点検を終えたところから、仕様が再開される。									
交通	道路	○市内各所で建物倒壊等による道路閉塞が発生し、通行をあきらめる人の割合が高くなる ○市南西部に液状化による道路陥没等が発生し、通行不能箇所が出る			○細街路の閉塞により応急活動に支障 ○道路閉塞、緊急輸送道路の交通規制、車利用の帰宅困難者や避難者の増加により、大規模な交通渋滞が発生			○緊急輸送道路が概ね復旧 ○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化		○直轄国道の一部区間で交通規制が継続、市道や生活道路は道路啓開を継続 ○高架橋、橋梁等に大きな被害が発生した箇所では迂回路の確保や仮設橋等の設置を実施							
	鉄道	○点検により全線で運転見合わせ ○駅間の不通が発生			○不通となったエリアは、応急復旧作業や被害状況の把握及び復旧作業開始			○運行停止が継続 ○道路復旧後、バスによる代替輸送が開始		○復旧作業が進められるが、多くの区間で運行停止が継続 ○道路復旧後、バスによる代替輸送が開始		○復旧が進み一部区間で順次運行を開始する。 ○運行停止が継続する区間がある路線は、折り返し運転が開始される。					
生活への影響	避難者	○建物被害世帯を中心に避難者が発生 ○避難路の閉塞や避難時の混乱による二次被害発生 ○天井等非構造部材や設備破損等で一部避難所が使用不能 ○避難所開設時に混乱が発生			○余震への恐怖心から就寝のため、また、余震等の不安から避難所へ避難する住民が増える ○ベットの同行可能な避難所は限定され、一時預かりや保護などの対策が必要となる ○避難者の携帯等のバッテリーが切れる ○学校のグラウンドが自動車で満杯になる ○帰宅困難者等の区別がつけられず混乱			●避難者数が11,080人となる。避難所避難者は6,650人、避難所外避難者は4,430人 ○避難所に入れず混乱 ○車中泊等避難所外避難者数の把握が困難 ○避難者による避難所の自主運営:当初は混乱		●避難者数は依然11,080人と減らないが、避難所避難者は5,540人、避難所外避難者は5,540人 ○ライフライン途絶のため避難者数が増加 ○入浴施設の不足 ○親戚等を頼り、市外避難、疎開者が発生 ○避難者の一部でエコノミー症候群等により健康悪化		○生活環境の悪化が深刻化 ○学校再開に向けて、避難所集約 ○仮設住宅必要戸数の把握が難航 ○震災関連死の発生		○学校の再開:避難所との共存が課題		●依然、避難者数は変わらず11,080人、避難所避難者は3,320人、避難所外避難者は7,750人 ○避難所の統合・閉鎖は進むものの依然として避難者には残る。 ○ライフライン復旧・自宅の修理完了により帰宅する者もいる ○罹災証明の発行が進み、公営住宅や民間住宅等の賃貸型応急仮設住宅、建設型応急仮設住宅への入居者が増加 ○仮設住宅にてコミュニティ形成が難航	
		要配慮者	○避難行動要支援者の安否確認や避難支援が必要 ○避難所に避難する要配慮者の把握及び生活支援を要する			○在宅の避難行動要支援者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所及び支援を確保することが困難			●避難者のうち、要介護3以上の要介護者は250人、75歳以上高齢者も800人 ○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○避難所内で要配慮者へのケアが行き渡らず、要配慮者の負担が大きくなる ○拠点的福祉避難所の不足		○避難者のうち、要介護3以上の要介護者は250人、75歳以上高齢者も800人		○心のケアを要する ○慢性疾患の悪化 ○環境の整った県外のホテル・旅館等への2次避難が進められるが、一時的な滞在を想定した県内の施設への1.5次避難にとどまる者も多く発生		○中長期にわたってPTSDへのケアを要する		●避難者のうち、要介護3以上の要介護者は依然250人、75歳以上高齢者も依然800人 ○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される
	帰宅困難者		●公共交通機関の停止により、横浜市内や川崎市内等からを中心に帰宅困難者が4,810人発生 ○駅周辺で避難場所、物資、トイレ等の不足			○鉄道の運休決定による帰宅困難者が駅周辺の避難所やホテル等に移動 ○徒歩帰宅者により道路が混乱			●鉄道の復旧により、帰宅困難者は帰宅可能となる。								
	物資				○備蓄物資で対応するが、避難所によっては不足する避難所が発生する ○避難者に対するトイレの数が足りず、避難所のトイレに長蛇の列ができる ○高齢者、乳幼児、女性等に配慮した物資不足 ○買占めが生じ、スーパー等で飲食物等の売切れ発生			○車など避難所以外での避難者が多数おり、物資必要量の把握が困難 ○道路被害、ガソリン不足等により物資供給が滞る ○備蓄食料の不足 ○広域に甚大な被害が発生しており、プッシュ型支援も不十分		○国・県からの物資が徐々に届き、物資の仕分け、集積場所から避難所への配送が滞る ○避難所では保管スペースが不足する		○ライフラインの復旧に伴い食品のニーズが変化する ○食糧や物資等の余剰分が発生し始める					
災害廃棄物	○道路上などに障害物が発生し、家屋だけでなく、自動車、樹木・材木等も災害廃棄物となる						○全壊した建物を中心に廃棄物が発生 ○発生した廃棄物処理するための輸送力、集積場所の確保が必要 ●27万トンの災害廃棄物が発生		○周辺環境への汚染のおそれ、オープンスペースの不足などが課題		○仮設処理施設の建設開始 ○既存施設での処理開始(選別、破砕、資源化、焼却、最終処分) ○公費解体による申請受付開始、撤去も進められる						
エレベータ	●駅周辺の市街地を中心にエレベータが停止し、110台のエレベータで閉じ込めが発生し、130人が閉じ込められる			○閉じ込め者の救出が難航					○高層マンション等では、ライフライン停止に伴う生活支障								

2 風水害（相模川・目久尻川の想定最大規模の降雨による洪水浸水）

【相模川・目久尻川の想定最大規模の降雨による洪水が発生した場合の浸水域】



	浸水深ランク 1 浸水深 0.5m 未満	浸水深ランク 2 浸水深 0.5～3.0m	浸水深ランク 3 浸水深 3.0～5.0m
建物棟数	620 棟	4,220 棟	69 棟
浸水域内人口	1,895 人	12,552 人	225 人

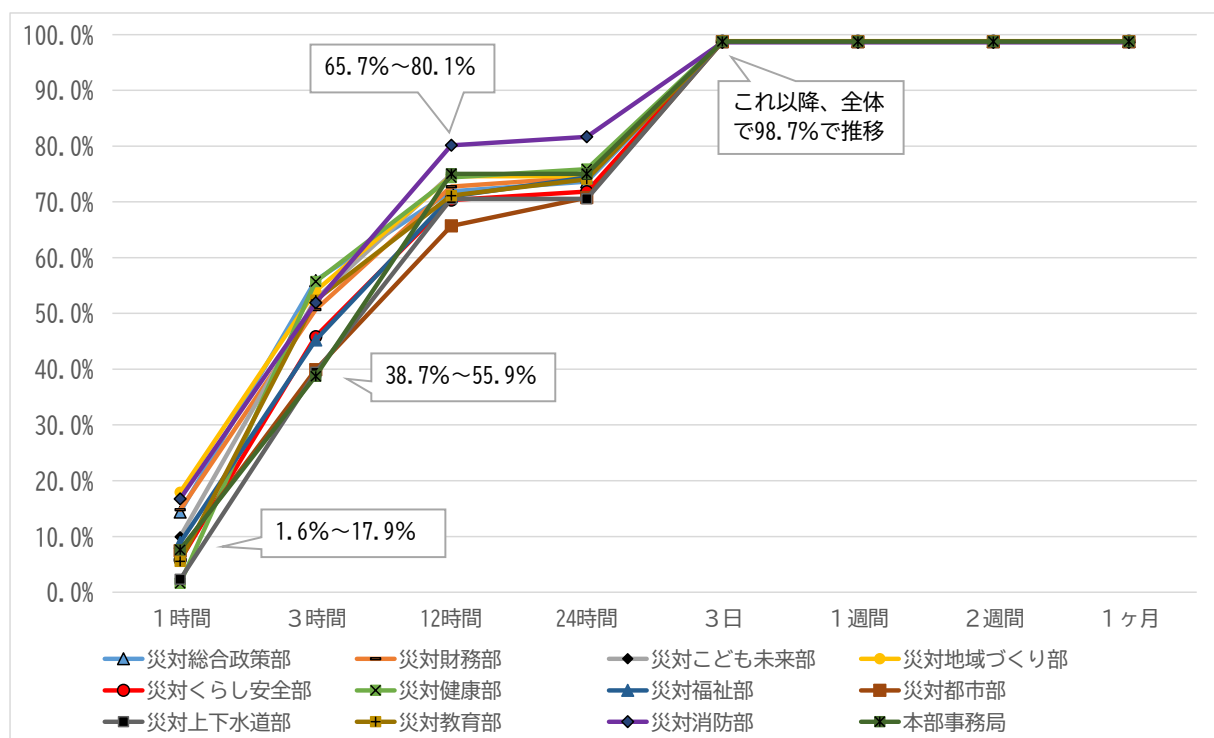
【風水害時の被害様相】

		発災前		第1局面			第2局面		第3局面	第4局面	第5局面	第6局面		
				18:00～			21:00～		翌6:00～	24時間～	4日目～	8日目～	3週間目～	※1か月後～
現象	暴風雨	○気象庁から「早期注意情報（警報級の可能性）」が発表される ○気象庁から、「警報や注意報に先立つ注意の喚起（災害に結びつくような激しい現象の可能性）」が発表される	○明け方頃から雨が断続的に降り始める。発災直前には1時間雨量が50mmを超える ○座間市に「大雨、雷、波浪、洪水注意報」が発表される ○風も徐々に強まる	○気象庁から「記録的短時間大雨情報」や「気象情報（特別警報）」が発表される。 ○18時過ぎには猛烈な雨となり、1時間降雨量100mmを超える。 ○土砂キキクルでは、市域の一部で「黒」が表示される。									● 定量データに基づく被害像 ○ 定性的な被害像	
	洪水	○大雨により一時的に水位上昇	○大雨により相模川、目久尻川、鳩川の水位が急上昇 ○その他の中小河川でも急激に水位が上昇	○相模川、目久尻川、鳩川の一部堤防法面から水がしみ出し ○相模川、目久尻川、鳩川沿岸の複数地点で越水、堤防の破壊 ○バックウォーター現象により、本川と支川の合流点では支川に逆流することにより浸水する可能性			○水位は徐々に低下	○平常水位まで低下						
	内水氾濫		○マンホールから水が溢れ出る箇所が発生	○市内の複数箇所内で内水氾濫発生			○氾濫は継続							
	土砂災害		○がけで亀裂や水の吹き出し、小石の落下などが発生	○崩壊した土砂が付近の住宅などに流れ込む ○長引く雨により、追加で崩れる箇所も発生										
建物被害				○相模川、目久尻川、鳩川流域の浸水想定区域を中心に、住宅、公共施設の一部損壊、過半損壊、全壊が多数発生 ●70棟程度は浸水深3mを超え、4,200棟程度は0.5～3mの浸水、620棟程度は床下浸水となる。 ○住宅、公共施設で床上・床下浸水が発生 ○崩壊した土砂により住宅などが倒壊										
人的被害				○浸水した建物の高層階に取り残された住民が発生 ○マンホールや側溝への転落により死傷者が発生 ○水路を見に行ってしまう人や崩れた土砂が家屋に流れ込み、死傷者が発生			○夜間時のため要救出者の救助活動が遅れる ○浸水域内の医療機関では、燃料不足で非常用発電機が停止する医療機関も出てくる		○気象条件や地理条件により、救助が難航・長期化する ○救出活動の収束後、遺体捜索・埋火葬対応へ移行し、遺体安置所を開設する ○感染症で搬送、来院する患者が増加					
ライフライン	電力		○災害に備え、ライフライン事業者各社は配備体制の確保、防災情報や被害情報の収集を始める	○電線、電柱が損壊し、一部地域で停電が発生		○停電が継続 ○病院等の重要施設では非常用発電装置または電源車を配備して対応		○浸水が解消された軽微な浸水住宅への漏電検査の実施 ○本格復旧が進められ、被害の大きかった一部地域を除き、応急復旧がほぼ完了						
	上水道	○停電に伴い、市内の一部地域で断水 ○停電の影響で浄水場の機能が停止				○電力が復旧し、浄水場の機能が回復		○被害が甚大でない地域の断水が解消						
	下水道	○下水の排水能力を超え、市内で内水氾濫が発生 ○停電の影響でポンプ場停止		○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○浸水域内の病院等におけるライフラインのバックアップ機能（電気、水・食料、燃料等）が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○翌朝、浸水が解消された地域から応急復旧が開始される		○緊急調査の実施により、下水道の利用が困難な地域が判明する。 ○管渠・処理場等の応急対策が進められる ○非常用電源の燃料枯渇により機能停止していた処理場等のうち、燃料が確保できた施設から運転を再開		○被害が甚大でない地域の下水道が復旧						
	通信	○停電のほか、倒木や飛来物、土砂崩れ等による通信ケーブルや引込線の断線によって通信障害が発生 ○停電のため、携帯・スマホの充電不可となる地域が発生				○通話はつながりにくい状況が継続するが、メールはほぼ正常化 ○必要に応じて携帯各社の移動中継局が配備され始める ○電力の復旧とともに、通信が徐々に回復		○通信がほぼ回復						
	ガス	○都市ガス設備冠水のため、二次被害防止の観点から一部地域で供給停止 ○浸水域内では、LPガスの自動切換調整器が浸水・建物被害により使用不能となるケースが発生				○都市ガスの復旧作業を開始 ○被害が軽微な地区の都市ガス供給を再開し、各戸の安全確認、開栓作業を開始		○一部の利用者への供給停止は継続 ○全国のガス事業者からの応援体制が整い、本格的な管路の復旧作業が進められる		○浸水により復旧が困難なエリアを除き、安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域で供給が再開				
交通	道路			○大雨や内水氾濫による浸水、強風による倒木や電柱倒壊により市西部を中心に通行不能箇所が発生 ○県道51号のJR以西や目久尻川と交差する国道246号、県道42号の路線上に浸水が発生し、通過中の車両の立ち往生が発生		○細街路の閉塞により応急活動に支障 ○道路閉塞、緊急輸送道路の交通規制、車利用の帰宅困難者や避難者の増加により、交通渋滞が発生		○緊急輸送道路が概ね復旧 ○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化			○市内の交通はほぼ復旧			
	鉄道		○JR相模線が計画運休 ○JR、小田急とも代行運転に切り替えられる ○小田急小田原線やバス会社等による振替輸送が行われる	○JR相模線は浸水により運転見合わせ ○小田急線による振替輸送や迂回路にてバスによる代替輸送は継続		○不通となったエリアは、応急復旧作業や被害状況の把握及び復旧作業開始		○道路復旧後、浸水域内のバスによる代替輸送が開始		○運行停止が継続	○復旧作業が進められるが、多くの区間で運行停止が継続 ○道路復旧後、バスによる代替輸送が開始		○概ね平常運転に戻る	
生活への影響	避難者		○気象情報により不安な市民が安全な場所（指定緊急避難場所）に避難 ○避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難）の発令に伴い、対象の地域住民が安全な場所指定緊急避難場所）に避難を開始 ○避難情報（警戒レベル4：避難指示）の発令に伴い安全な場所（指定緊急避難場所）に避難開始	●1万人以上が浸水にさらされることとなり、そのうち床上浸水以上の人は約9,000人。マンション等の高層階に避難した人以外は、浸水域外の避難所等へ避難する（想定浸水域内にある避難所は開設されない。） ○一部の避難所が浸水 ○避難所開設時に混乱が発生		○土砂災害の不安から避難所へ避難する住民の一部発生 ○ペットの同行可能な避難所は限定され、一時預かりや保護などの対策が必要となる ○避難者の携帯等のバッテリーが切れる		○避難者による避難所の自主運営：当初は混乱		○ライフライン途絶のため避難者数が増加 ○親戚等を頼り、市外避難、疎開者が発生 ○避難者の一部でエコノミー症候群等により健康悪化	○生活環境の悪化が深刻化○学校再開に向けて、避難所集約 ○仮設住宅必要戸数の把握 ○罹災証明の発行が進み、公営住宅や民間住宅等の賃貸型応急仮設住宅、建設型応急仮設住宅への入居者が増加		○浸水域周辺の避難所の統合・閉鎖は進むものの依然として避難者は残る。 ○ライフライン復旧・自宅の修理完了により帰宅する者もいる	
										○心のケアを要する		○中長期にわたってPTSDへのケアを要する		
	生活への影響	要配慮者		○自主避難所に避難行動要支援者等が避難 ○浸水域内の社会福祉施設等からの避難開始	○避難行動要支援者の安否確認や避難支援が必要 ○避難所に避難する要配慮者の把握及び生活支援を要する		○在宅の避難行動要支援者の安否確認等のための人員が不足 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所及び支援を確保することが困難		○浸水域内から避難した透析患者等内部障がい者への医療対応の難航 ○避難所内で要配慮者へのケアが行き渡らず、要配慮者の負担が大きくなる		○慢性疾患の悪化 ○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化			
		帰宅困難者			○公共交通機関の停止により、横浜市内や川崎市内等からを中心に帰宅困難者が発生 ○駅周辺で避難場所、物資、トイレ等の不足 ○バスによる代替輸送を開始し、帰宅困難者の帰宅支援が開始される		○鉄道の運休決定による帰宅困難者の一部は駅周辺の避難所やホテル等に移動							
		物資		○コンビニやスーパーに市民が訪れ、水・食料等が品薄になる ○給油所に長蛇の列ができる			○備蓄物資で対応するが、避難所によっては物資の到着が遅れる ○避難者に対するトイレの数が足りず、避難所のトイレに長蛇の列ができる ○高齢者、乳幼児、女性等に配慮した物資不足 ○被災地周辺地域で買占めが生じ、スーパー等で食料等の売切れ発生		○浸水域内の外側周辺を中心に車など避難所以外での避難者が多数おり、物資必要の把握が困難 ○備蓄食料の不足		○国・県からの物資が徐々に届き、物資の仕分け、集積場所から避難所への配送が滞る ○避難所では保管スペースが不足する	○ライフラインの復旧に伴い食品のニーズが変化する ○食糧や物資等の余剰分が発生し始める		
災害廃棄物				○道路上などに障害物が発生し、家屋だけでなく、自動車、樹木・材木等も災害廃棄物となる				○全壊した建物を中心に廃棄物が発生 ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、集積場所の確保が必要				○周辺環境への汚染のおそれ、オープンスペースの不足などが課題	○仮設処理施設の建設開始 ○既存施設での処理開始（選別、破碎、資源化、焼却、最終処分）	

資料2 参集予測結果

災対部（単位：人）	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
災対総合政策部	14	56	72	74	99	99	99	99
災対財務部	10	34	49	50	66	66	66	66
災対こども未来部	5	24	34	34	45	45	45	45
災対地域づくり部	3	9	13	13	17	17	17	17
災対くらし安全部	5	36	56	57	78	78	78	78
災対健康部	1	26	35	36	46	46	46	46
災対福祉部	7	35	55	57	76	76	76	76
災対都市部	3	16	27	29	40	40	40	40
災対上下水道部	1	13	23	23	33	33	33	33
災対教育部	5	50	68	71	95	95	95	95
災対消防部	27	84	130	132	160	160	160	160
本部事務局	1	4	8	8	10	10	10	10
総計	81	388	569	584	765	765	765	765

災対部（単位：％）	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月
災対総合政策部	14.4%	55.9%	71.9%	73.6%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対財務部	14.8%	50.7%	72.7%	74.4%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対こども未来部	9.9%	52.6%	74.9%	74.9%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対地域づくり部	17.9%	54.0%	74.6%	74.6%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対くらし安全部	5.8%	45.8%	70.3%	71.8%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対健康部	1.6%	55.7%	74.4%	75.9%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対福祉部	8.9%	45.2%	71.0%	74.4%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対都市部	7.4%	39.9%	65.7%	70.8%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%
災対上下水道部	2.3%	39.4%	70.6%	70.6%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%
災対教育部	5.6%	52.4%	71.1%	74.1%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
災対消防部	16.8%	51.9%	80.1%	81.7%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%
本部事務局	7.6%	38.7%	75.0%	75.0%	98.8%	98.8%	98.8%	98.8%
総計	10.5%	50.1%	73.4%	75.3%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%



災対部別参集率の推移

